

療養費（法定・付加）支給申請書

コード

トヨタ自動車健康保険組合理事長殿

未記入欄がある場合、支給が遅れることがあります。

申請者の方は太枠内をすべて記入してください。

保険証等の 記号番号 被保険者 (従業員) 氏名	記号	番号	①傷病者 ☐ 被保険者（本人） ☐ 被扶養者（家族） 被扶養者（家族）の場合は②を記入
	被保険者 (従業員) 氏名	被扶養者（家族）の氏名・生年月日・続柄	
生年月日	昭和 / 平成 年 月 日	氏名	続柄
連絡先	〒	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日
	電話（ ） —	③発病または負傷年月日 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日・不詳	④傷病名
職 場	社内区分 (工場名等)	部	⑤直接の傷病原因 ☐ 交通事故 ☐ 労働災害 ☐ 通勤災害 ☐ その他
	課/室	G/係/組	⑥原因(どこで・どのように※原因が特定できない場合は不詳と記入)
	電話（ ） —		
↓被保険者(従業員)口座を記入※被保険者以外の口座振込を希望する場合、委任状(健保HPに掲載)を記入・添付ください			
振込先	☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 農協 ☐ 労働金庫	種別 ☐ 普通 ☐ 当座	口座番号
	金融機関番号	支店	口座名義(被保険者(従業員)名義) カタカナで記入

提出書類はすべて原本を添付してください。

申請区分	提出書類(提出書類がそろっているか提出前にご確認ください)	組合処理欄
☐ 治療用装具 (コルセット等)	☐ 装着者の氏名が記入された領収書 ☐ 装着者の氏名が記入された領収書の内訳書(明細書) ☐ 装具装着証明書(医師の証明) ☐ 装具作製確認書① ☐ ②写真→[☐ メール送信(月 日)/ ☐ 貼付用紙] ☐ 障がい者手帳、医療受給者証(障がい) ※お持ちの方のみ	病類コード 医師指示年月 領収書発行日 給付対象額 入通院 上限 ☐ 1.入院 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 2.通院 ↓() ☐ 採寸 ☐ 採型 ☐ なし 負担割合 % ☐ 保険証不携帯 ¥ ☐ 前健保喪失後受診 ¥
☐ 小児用眼鏡	☐ 装着者の氏名が記入された領収書 ☐ 装着者の氏名が記入された領収書の内訳書(明細書) (眼鏡のフレーム代・レンズ代・オプション加工代が記載されているもの) ☐ 治療用眼鏡等作成指示書(医師の証明) ☐ 領収書貼り付け用紙	
☐ 弾性着衣等 (悪性腫瘍の術後等)	☐ 装着者の氏名が記入された領収書 ☐ 装着者の氏名が記入された領収書の内訳書(明細書) ☐ 弾性着衣等装着指示書(医師の証明)	
☐ 保険証等の 不携帯	☐ 受診者の氏名が記入された領収書 ☐ 診療報酬明細書(レプト) ☐ 調剤報酬明細書(調剤レプト) (院外処方薬の薬局領収書がある場合) ➡診療報酬明細書・調剤報酬明細書は受診された医療機関・調剤薬局の窓口へ発行をご依頼ください	
☐ 前保険資格 喪失後の治療	☐ 前健保の領収書または返納書 ☐ 前健保発行のレセプト(診療報酬明細書)	

▶ 領収書・医師の証明は返却いたしません。必要な方はご提出前に各自でコピーをとってください。

▶ 支給決定について

支給審査は、医師の証明が発行された月のレセプト(診療報酬明細書)等の診療内容の確認を行うため、支給までにお時間を要します。ご了承ください。

送付先・問い合わせ先

トヨタ自動車健康保険組合 給付グループ 外線：(0565) 28-0153 内線(811) 6-0561
【郵便】〒471-0832 愛知県豊田市丸山町6丁目22番地 【社内便】区分：健保

2025年9月改訂

□提出書類・更新時期

治療用装具関係	提出書類（すべて原本）・注意事項	更新について（支給条件）	
コルセット等	・領収書 (1) 料金明細、(2) オーダーメイド又は既製品の別、 (3) 義肢装具士の氏名、(4) リスト収載されて いない既製品の場合は、A算定式とB算定式の 価格 (1)～(3)が記載されていること、(4)はリスト外の既製品の場合は記載 ・別紙「装具作製確認書①」を記入 ・別紙「装具作製確認書②写真」はプリントした写真の添付 または画像をメール送信 sougu@toyotakenpo.jp 件名に【保険証の記号・番号、被保険者氏名】を入力 ・屋内用・屋外用の2足を同時に作成された場合は、 1足のみ支給	前回購入した時の 年齢	更新前に使用していた 期間
		0歳	4ヶ月以上
		1～2歳	6ヶ月以上
		3～5歳	10ヶ月以上
		6歳以上	12ヶ月以上
※起算日は前回購入した領収日			
小児治療用眼鏡	・領収書（装着者の氏名の記載があるもの） 領収書に内訳(フレーム・レンズ・オプション代等) の記載がない場合は、見積書等を添付 ・別紙「治療用眼鏡 領収書貼り付け用紙」を記入し、 領収書を貼り付ける ・オプション、加工代は支給対象外 ・【上限額（税込）】 治療用眼鏡：38,902円、コンタクトレンズ：16,324円	今回 購入するときの年齢	更新前に 使用していた年数
		0～4歳	前回より1年以上
		5～8歳	前回より2年以上
※起算日は前回購入した領収日			
・支給対象:弱視、斜視、先天白内障術後 の屈折矯正の治療用として用いる眼鏡 およびコンタクトレンズ			
・遠視性乱視は支給対象外			
弾性着衣 (悪性腫瘍の術後 四肢リンパ浮腫 または原発性の 四肢リンパ浮腫 の治療)	・領収書は1枚であること（購入した品名、購入数、 タイプの確認ができること） ・領収書に内訳の記載がない場合、見積書、請求書等 を添付 ・医療機関の発行した領収書は支給対象外 ・一度に購入可能な枚数は2枚 ・弾性包帯については、医師の判断により弾性ストッキ ング等を使用できないと指示がある場合に限り、対象 ・慢性静脈不全による難治性潰瘍治療のため、医師の 指示に基づき購入される弾性着衣の治療においては 1回に限り対象		更新前に 使用していた期間
		年齢問わず	6ヶ月以上
		※起算日は前回購入した領収日	
		【上限額（税込）】	
		弾性ストッキング	28,000円 (片足用：25,000円)
弾性スリーブ	16,000円		
弾性グローブ	15,000円		
弾性包帯 上肢	7,000円		
弾性包帯 下肢	14,000円		

治療費関係	提出書類（すべて原本）・注意事項
保険証不携帯の治療	・領収書 ・診療報酬明細書（レセプト）、調剤報酬明細書（レセプト） ・傷病名の記載がない領収明細書、診療明細はレセプトではありません。 ・診療報酬明細書（レセプト）は医療機関、調剤薬局へ発行を申し出ていただく必要があります。
前保険資格喪失後の治療	・納付書または領収書 ・前健保、前加入国保等で診療報酬明細書（レセプト）の発行を申し出ていただく必要があります。

□書類の返却

- ・ご提出いただいた書類（原本）は、返却いたしません。
- 子ども、障がい、母子父子家庭等の市町村医療費助成を受けている方は、申請に必要な書類を確認、コピーしお手元に保管してください。

□申請者への注意事項

支給時期	・支給審査は医療機関の診療報酬明細書（レセプト）、医師の証明等の診療内容の確認を行います。審査にお時間を要しますので、ご了承ください。 - また、提出書類の不備（添付書類の不足、領収書がコピー等）の場合にも、支給審査が遅れます。
支給日	・毎月5・15・25日（支給日が土日祝日の場合は、その前日。長期連休中の場合は、別に定める日）
要連絡の事項	・交通事故・通退勤中・業務中の傷病の場合、書類をご提出いただく前に、すみやかに健康保険組合までご連絡ください。
書面内容の確認	・医療機関、装具業者、その他の関連する保険者等に対し、支給決定に必要な情報の提示及び照会を行う場合があります。予めご了承ください。
受給を受ける権利の時効	・2年（時効起算日は治療用装具の代金、または治療費の支払日の翌日）